

令和5年度 第3回 名古屋市上下水道局用地貸付に関する質問への回答(令和5年12月27日現在)

関連頁	質問	回答
P 6 P 15 P 29	コインパーキングとしての時間貸駐車場として活用する場合、通常であれば精算機やフラップ板などを設置するのですが、料金看板のみ設置でQRコード読み取りのスマホ決済専用駐車場としての時間貸駐車場の活用方法でも問題ないのでしょうか？	物件番号1を除き、ご質問の活用方法でも問題ありません。 ただし、物件番号8については貸付物件内の掘削を禁止していますのでご注意ください。 物件番号1については、地下設備の維持管理等のため、車の移動等を依頼する場合がありますので、車両所有者との連絡が困難な時間貸駐車場は認められません（P46 契約条項第12条の2）。
P 3 P 5 P 14 ～41	自動販売機設置の代わりに、レンタサイクルの設置は可能でしょうか？	可能です。 ただし、物件番号1、8については貸付物件内の掘削を禁止していますのでご注意ください。
P 2	過去の落札価格を教えてくださいませんか？	別添「過去の入札結果」とおとりです。
P 2	前回入札時の入札申込者・金額をご教授いただけませんか？	別添「過去の入札結果」とおとりです。
P 39	物件番号13について、北西角の未舗装部分にコインP用の料金看板やP看板を設置する事は可能でしょうか？	可能です。 ただし、貸付範囲内で看板を設置する等の工事を行う場合、事前に施工内容が分かる図面等を提出してください。 なお、看板に掲示する内容については、当局の広告掲載基準を遵守するとともに、事前に当局の承認を得る必要があります（P51 契約条項第25条）。
P 88	内封筒について、裏側のり付け後、封印は必要でしょうか？	不要です。
P 14 P 25	物件番号1及び6の現地確認させて頂いたところ長期車両及び自走不可能な車両（バイク含む）等が数台見受けられますがこれは上下水道局様側で処分撤去の上、用地引渡しされるとの認識でよろしいでしょうか？	物件番号1、6それぞれに不動車及び故障車と思われる車両を確認しております。 これらの撤去に関しては、現在の駐車場運営者により令和6年3月31日までに対応していただきます。